

平成24年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成24年6月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時36分

◎出席議員（16名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

18番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 平成23年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第2号 平成23年度那須烏山市一般会計事故繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第2号 外国人登録法廃止に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第3号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）（市長提出）
- 日程 第11 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） おはようございます。ただいま出席している議員は16名です。

18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成24年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

ここで少々時間をいただきまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。傍聴席にお越しの皆様方には何かとお忙しい中、まことにご苦労さまです。

那須烏山市ではただいまクールビズ運動を実施しておりますことから、県議会にならしまして議場でのネクタイ着用は全職員ともに自由としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、国会もただいま開会中ではありますが、昨日は小規模ながら内閣改造を行うなど民主党政権は日本の進路を決められずに漂流を続けている感があり、まことに残念な思いがありますが、与野党の協力で一日も早い安定政権を望むところであります。

そのような中でありますが、本市の定例会は本日から12日までの8日間を予定しておりますので、私がまだふなれな事情でありますことから、特に議員の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。

また、執行部の皆様方には、副市長不在でありますから、それにかわってご答弁をいただく課長等の中には、この4月から課長につかれました方々もおりますが、議員からの質問には簡潔明瞭なご答弁を期待をしております。

さて、私は議長職について以来2カ月余り過ぎましたが、その間に議会の代表といたしまして会議催し等におよそ60回ほど出席させていただいておりますので、その中から執行部の皆様方にもぜひお伝えしたい点、4点を順を追って申し上げたいと思います。

まず1点目、栃木県市議会議長会が烏山城カントリークラブで開かれましたので、このことから申し上げます。出席者は県内14市の正副議長、事務局長でありましたが、毎年場所を変えて開催されております。その際、大谷市長からは地元の前市長として歓迎のごあいさつをいただきました。まことにありがとうございました。

その席上、県市議会議長会会長職がさくらの市の市議会会議長から輪番制により、平成24年度は本市の議長、不肖ながら私がつくことになりましたことは皆様方にご報告のとおりであります。

そこで、私は会長就任あいさつの中で4点ほど提案を申し上げましたので、その中から1つ申し上げます。それは住民サービスの県内統一化の件であります。同じ県内の自治体でありながら、住民サービスに差異のあることは皆様ご承知のとおりであります。その例を申しますと、小中学生の給食費を無料にする自治体やこども医療費を18歳まで引き上げる市があるなど、

各市まちまちであります。

それらはいずれも、首長選挙で掲げた公約を当選後、議会も認めたものと存じますが、首長の人気取りのような政策を議会が首長に従ってよいものか。議会も自主性を持って判断する必要があるものと存じます。

社会保障と住民サービスの費用を市がどこまで負担すべきか。自治体それぞれの財政事情と首長、議会がどこに力を注ぐか。その判断によるにせよ、県内全市町とも住民サービスには極力開きのなきよう配慮するのも議会の役割と存じ、議長会の席上申し上げた次第であります。このことにつきましては、本市執行部側も適正な判断をお願いしたいところであります。

次は、全国市議会議長会が東京で開催されまして、その中で表彰式では議員歴15年以上の部で小森幸雄議員が表彰されましたので、議会最終日にここで伝達したいと思います。小森議員、まことにおめでとうございます。全国の市議会の活動は現在809あるそうですが、今回の表彰者の中に議長歴通算12年が2名、議員歴45年で4名表彰されましたことは、驚きと同時に敬意を表したいと存じます。

なお、今回の全国議長会では、全国各地から国への要望事項等が提出されましたが、これらはすべて地方議会から政府へのお願いごとであります。その内容は、北方領土問題、災害対策、原発問題と27地区から出されたお願いごとであります。

しかし、全国市議会議長会は地方6団体の一翼を担っていることでありますから、ときには政府に対し国会議員の定数削減や歳費額等についても申すことがあってもしかるべきと考えたのであります。このことは大谷市長、全国市長会の組織でも同じと存じます。

次に、天皇陛下拝謁が5月25日、皇居豊明殿で行われましたのでご報告をいたします。今回は、全国の市議会議長のうち555名が参列されまして、まず、議長代表が陛下に拝謁の栄に浴されましたことへのおん礼の言上をされました。そして、陛下からは次のようなお言葉がありました。

まず、昨年の東日本大震災や風水害に対し、お見舞いとそのご苦勞へのねぎらいの言葉。さらには、議会議員には健康に十分留意されて地方自治発展に尽くしていただきたい旨の内容のお言葉でありました。

拝謁に要した時間はおよそ10分足らずでありましたが、出席した議員555名が8列ほどに整列した中で行われましたので、陛下のお姿を目にされたのは前2列ぐらいまでで、後列の議長には陛下のお声は聞けども姿は見えぬの拝謁であったことも申し添えます。

最後にもう1点、申し上げます。これは仮設住宅1周年の集いで感じたことを申し上げます。催しは5月に現地の広場などで今も仮設住宅に住む13世帯の方々や、もと入居した方々とボランティア団体10団体とで交流会がありました。

支援団体等からの飲食物の提供や演奏会、夜には打ち上げ花火で一日も早い復興を願いましたが、費用はすべて支援団体等が負担したようであります。皆さん、ご承知のとおり、大震災では全壊66戸、大規模半壊16戸、合計82世帯の方々が住む家を失いましたが、そのうち仮設住宅に住む20世帯を除いた62世帯の方々は、被災後アパートや縁戚を頼っての生活を強いられたものと存じます。

そのような中で、仮設住宅に住む20世帯の方々は、新聞等に幾度となく報道されたり、ボランティアの方々に支援をされたりしていますが、一方、62世帯の被災者は忘れ去られたようにも思われます。市役所も報道機関も一方にのみ配慮されていますが、市長は家屋を失った全被災者が今どのような生活をなされているか、追跡調査すべきと存じます。

実は過日、報道番組を見ていましたところ、1人の記者が一方に寄り添い過ぎると目が曇り全体が見えなくなると申ししておりました。常に公正を期すべきものにあっては心にとめるべき一言であったと思います。

以上で報告を終わります。少々長くなりましたが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（中山五男） ここで大谷市長のあいさつにあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄） ごあいさつを申し上げます。

平成24年第4回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、いよいよ政府の消費税増税を含む税と社会保障の一体改革も大詰めを迎えております。みずから政治生命をかけると意気込みを見せる首相は、21日までの今国会内、衆院採決を表明し、昨日には5閣僚を交替させる内閣改造を行いまして、野党との修正協議をとりつける体

制を整えたところでございますが、この問題は日本が避けて通れない喫緊の重要課題であります。デフレ経済によります増税の是非、低所得者ほど負担が高くなるいわゆる逆進性対策、中小企業対策など、不十分な政府案を協議の中でいかに修正していくか。国民目線でよりよい改革に向けて知恵を出し合うのが国の責務と考えております。

ほかにもTPPやFTAといった経済連携問題、原発の再稼働と体制整備、地方分権と行財政改革、円高株安を含む景気対策など、国の重要課題は山積をいたしております。特に、昨年の福島第一原発事故を契機に原子力発電所の安全性が大きな問題となっているさなか、政府は関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働にかじを切っておりまして、近々閣僚会合等を開いて再稼働を決定する方針と伝えられております。

原子力規制庁の設置法案は今国会で審議入りをしたところでありますが、政府の新たな規制制度と防災体制はまだ定まっておられません。夏場の電力不足に対する産業界の懸念も十分に理解をできますが、老朽化をした東海第二原発から県境まで37キロの近距離にある本市といたしましては、安易な原発再稼働への流れにつながらないか懸念をしているところであります。

この福島原発事故に伴う放射能汚染によりまして、東日本では大きな負担を余儀なくされておりました、先の見えない不安の日々が続いております。このような中で、先週金曜日には、全国一の漁獲量を誇る那珂川、荒川のアユ釣りが解禁をされ、久々に明るい話題となりました。5月に実施をした県の放射性物質検査では、二度にわたりまして放射性物質が未検出あるいは基準値を大きく下回ったからでありまして、関係者はひとまず胸をなでおろしたところがございます。

しかし、漁協の報告によれば、入漁権の売り上げは昨年の半分以下とのことでありまして、本市の重要な観光スポットであり、夏の風物詩ともなっております観光やなの多くが、今年の設定を断念をしているなど、風評被害の影響は非常に大きく、不安解消にはほど遠い状況にあります。

このため、先の市町村長会議におきましては、スカイツリーに併設をする東京ソラマチに先日オープンしたばかりのとちまるショップを初め県内主要施設、首都圏の駅などにおける栃木県の水産物フェア、キャンペーンの積極的展開を知事に提案をしたところでありまして、その効果に期待を寄せているところであります。

さて、本市では昨年の大震災以降、台風15号、ことし5月の豪雨被害と自然災害が相次いでおります。隣接する茂木町を含む県の東南部では、さらに竜巻被害も発生をし、県では竜巻被害の全壊世帯に100万円、半壊世帯に50万円の見舞金を独自に支給する対策を発表したところであります。

本市におきましては、5月の豪雨によりまして市道5カ所が被災したほか、台風15号被害

から復旧途上でありました境、野上、小倉、藤田の堰が再び流出をするなど、被害は甚大でありました。このうち境堰では仮設工事を迅速に施工しますとともに、ポンプによって用水を確保することで、1カ月おくれではありますが、稲の作付けを可能とするなど、影響を最小限に抑えたところであります。

これら那珂川等の築堤整備につきましては、昨年来、県を初め国土交通省、国会議員等に要望活動を展開をしてきたところでございますが、被害が相次いでおりますことから、さらなる要望活動を展開するなど、今後ともでき得る対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、今次定例会におきましてご提案申し上げます案件は、報告案件3件、補正予算案1件、条例案2件、人事案2件、計8件でございます。何とぞよろしく慎重審議をいただきますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○議長（中山五男） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

2番 川俣純子議員

3番 渋井由放議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、先に送付したとおり、本日から6月12日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力をお願いします。

◎日程第3 報告第1号 平成23年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中山五男） 日程第3 報告第1号 平成23年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成24年第2回那須烏山市議会3月定例会及び第3回5月臨時会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の主な内容をご説明申し上げます。まず、農政課関係でございます。農林水産業費の東日本大震災農業生産対策事業の繰越額2億6,335万1,000円は、JA選果場建設予定地の埋蔵文化財発掘調査のため、工事着手が2カ月おくれましたことから繰越をしたものでございます。

戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業の小倉地区繰越額353万5,000円、同掘抜地区繰越額526万円、ともに工事に使用する材料等の調達等に日数を要したために、年度内完了が困難となりまして繰越をしたものであります。

災害復旧費の農地災害復旧事業、繰越額7,111万3,000円及び農業用施設災害復旧事業、繰越額1億2,448万6,000円は、事業の標準工期確保が困難となりましたことから、繰越をしたものでございます。

林業用施設災害復旧事業の黒尾上埜線繰越額360万円、同下川井南大和久線・井上入滝田線繰越額350万円は、ともに工事にかかる残土処分場の選定に時間を要し、工事着手に2カ月間の不測の日数が生じたために繰越をしたものでございます。

次に、都市建設課関係であります。農林水産業費の地籍調査事業、繰越額268万円は、東日本大震災によりまして基準点成果の精度確認及び再測量が必要となりまして、工期に不測の日数が要しましたことから繰越をしたものでございます。

土木費の道路保全費4路線、田野倉小白井線、富士見台工業団地線、宮内清水線、上川井下川井線の繰越額1,900万円及び道路整備費5路線、田野倉大金線、鴻野山小倉線、野上神長線、月次南大和久線、野上下境線の繰越額1億7,120万円は、いずれも地権者等との協議に不測の日数を要したために繰越をしたものでございます。

辺地道路整備事業田野倉曲畑線繰越額1,880万円は、東電との協議に不測の日数を要し、住宅・建築物安全ストック形成事業、繰越額60万円は、耐震改修の実施に相当の期間を要したために、年度内完了が困難となりまして繰越をしたものでございます。

公共土木災害復旧事業、住宅団地内被災道路復旧工事助成金繰越額300万円は、東日本大震災により被災をいたしました住宅団地内道路復旧工事の対象団地内とりまとめに時間を要したために繰り越しをしたものでございます。

次に、学校教育課関係であります。七合小学校施設整備事業繰越額3億6,208万1,000円は、前倒し事業として実施をいたしました、年度内完了が困難でありますことから繰り越しをしたものでございます。

生涯学習課関係でございます。文化財調査費繰越額42万円は、調査報告書の印刷製本に日数を要したために、また、長者ヶ平官衙遺跡保存整備繰越額1,842万8,000円は、土地の公有化交渉に不測の日数を要したために繰り越しをしたものでございます。

以上、23の繰越明許費繰越事業についてご報告を申し上げます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります、この際、質疑があれば、これを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第1号でございますが、今、市長のほうから提案理由の説明をいただいたところであります。23件、事業がありますけれども、平成23年度できなかったものを平成24年度に繰越明許したものだというふうに思うんですが、もう既に平成24年度になって完了しているものがどれなのか。平成24年度内に完了するものがこのうちどれなのか。平成24年度内では完成しない事業はどれなのか。その辺のご説明をもう一度お願いできればと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、事業の執行状況につきましては、順次農業費のほうから各主管課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） それでは、順次ご説明いたします。表の一番上から申し上げますと、これは既に農協さんとの関連で進めております。着工しております。

それから、2番目につきましては、これも現在進めているところでありますが、まだ完成には至っておりません。

3番目の掘抜地区につきましては、既に特殊なU字溝の設置でございましたが、完成してお

ります。

農政関係でありますと、次ページの農林水産災害施設ですが、これらについても、着工はしてございます。さらに林道関係につきましては、現在、残土の処理をしている途中でありまして、まだ、完成には至っておりませんが、着工済みということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。私から申し上げますが、平塚議員の質問はいつ完成するのかというそのこのところですから、その適切な。（「完成したもの。平成24年度内に完成するもの。それ以上かかるものというふうに私は言ったつもりなんです」の声あり）既に終わっているもの、平成24年度中に終わるもの、平成24年度以降にまでまたがるもの。その3つに区分して答弁を求めます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 失礼しました。すべて平成25年度にまたがるということは想定しておりません。特に、水田関係につきましては、作物の収穫後に復旧したりということで、若干秋口にはなるとは思いますが、平成24年度にすべて完了する予定でございます。

以上です。（「だから、上から3番目はもう完了済みと。そうですね。それと、上2つは今着工中で平成24年度内に完成する。それと、災害復旧関係かな、その農地等林道についても平成24年度内に完成するというのでいいんですね。了解しました」の声あり）

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 都市建設課の事業についてご説明させていただきます。

上から4番目の地籍調査事業につきましては、5月25日に完了していますので終わっております。

あとその下の田野倉小白井線、富士見台工業団地線、宮内清水線、これは現在進めております。年度内中には完成いたします。上川井、下川井線については、工事は完了しております。

あと道路整備費の田野倉大金線、鴻野山小倉線、野上神長線、月次南大和久線、野上下境線については、現在工事中ですので、平成24年度中には終わります。

田野倉曲畑線につきましては、工事が4月27日に完了しております。

住宅建築物安全ストック形成事業につきましては、4月27日に完成しております。

それと一番最後の土木災害復旧事業費住宅団地内被災道路復旧工事助成金、これは助成をする対象者から5月22日付で完了届けを出しておりますので、ほぼ完了しております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、表の10番小学校費の七合小学校施設整備費につ

いてご説明申し上げます。

こちらは既に発注になりまして、平成24年度内に完成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 生涯学習課関連2件ございますが、まず、文化財調査費熊田猪内地内の発掘調査関係で、今現在報告書を執筆中で平成24年度中に完成予定でございます。

また、長者ヶ平官衙遺跡保存事業につきましては、現在やはり土地交渉中ということで平成24年度中に交渉を終了する予定になっております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 3月の議会でご説明をいただいたこの数字と多少違うのがあるのかなというふうに思います。完成しまして、それで数字が確定したとか、正確な数字になったというようなことではないかなとは思いますが、その辺の説明をいただければと思います。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農政関連ですと、掘抜地区の特殊なU字溝の関係でございますが、若干その関係で39万9,000円ほど増額になっているかと思えます。

それから、小倉地区に関しましては、24万3,600円ほど減額になっておりますが、繰越に関しての際の設計が若干弱かったかもしれません、そんなことで数字の動きが乱れております。

以上でございます。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については報告のとおり承認することといたします。

◎日程第4 報告第2号 平成23年度那須烏山市一般会計事故繰越計算書について

○議長（中山五男） 日程第4 報告第2号 平成23年度那須烏山市一般会計事故繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により、別紙繰越計算書のとおり報告をするものであります。

事故繰越は、避けがたい事故のために年度内完了が困難な予算を翌年度に繰り越すものであります。今回は、都市建設課関係で土木費の月次南大和久線道路整備事業費繰越額2,320万円につきまして、住宅移転予定地が東日本大震災の影響で工事着手がおくれまして、年度内完了が困難となったものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第2号であります。ただいま市長のほうから説明がありましたように、月次南大和久線の改良に伴って、住宅物件の移転工事が東日本大震災の影響によっておくれて、年度内完了が困難なために繰り越しをするということだと思えます。

これの中身については理解するわけなんですけれども、月次南大和久線の現在までの進捗状況と今後の改良計画というか、問題なく上の交差点付近まで改良できる見込みができたのかどうか。その辺の状況についてご説明をいただければと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今のご質問についてお答えさせていただきます。

月次南大和久線、地元の方の多大なるご協力をいただきまして、月次の地権者の方はほとんど協力していただいております。現在、うちが2件、移転をしております。皆さん、わきを通っていただくとわかるとおり、今、うちの建築工事をやっております。平成23年度の繰越事業で配水工事を一部やるのと、平成24年度は県道矢板那須烏山線から用地交渉の終わっている部分の改良舗装を計画しております。ただし、大和ハウス内の地権者なんです。なかなか難しいことをおっしゃってまして、いろいろ用地交渉が難しいのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、大体この移転も含めて月次関係、地元の皆さんにはご協力いただいたということなんですけれども、これから、改良を実施できる全体のメートルが何メートルで、どのぐらいまでが改良できるのか。残りは何メートルなのか。その辺、お願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 全体延長が680メートルあるんですが、平成24年度計画しているのは500メートルを改良舗装したいというふうに考えております。県道のほうから大和ハウス大金台に向かって500メートル程度早く改良舗装を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今の物件の移転工事を今やっているところを見ると、もともとあの屋敷は狭かったんですが、何か道路に囲まれて本当に気の毒なような感じがするんですが、あれ、もう少し生活環境のいい宅地が、あるいは本人の希望もあったのかどうかわかりませんが、その辺の内容をお願いしたい。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 水上議員のご質問についてお答えします。

私どもも今、建物を建てている箇所は盛土をして、裏に今の現道、前に今度の新しい道路ができるものですから、違う場所がよろしいのではないかと進めましたが、本人は今のところがいいんだということがあったものですから、現在のところになっております。

先ほど言ったように盛土が大変多かったものですから、地盤の補強とか建物の構造とか去年の大震災の影響を考えてしっかりやっておりますので、建物は大丈夫だと思いますが、本人の希望でございます。

○10番（水上正治） 了解しました。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 今ちょっとお話が出ましたが、地元の方はみんなご協力いただいているということですが、あそこは分譲地で大和ハウス工業が東京方面といいますか、だれが持っているかわかりませんが、そういう方に高い値段で売ったということだと思います。

ですから、当然その値段で買ってくれというような要望があって、なかなか交渉が難航しているのではないかなというふうに思いますが、何人ぐらいあるんでしょうかね。そして応じてくれそうだとことを考えてこれを始めたんだとは思いますが、私の知っている人の話を

聞くと、とても歯が立たないのではないかというような話もちよっと聞こえるということなんです、その辺の話を伺えればと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渋井議員のご質問についてお答えします。

現在、6名の方と用地交渉をしております。大部分が東京とか神奈川の方です。大和ハウスと上のほうですね、ここには6名の方がいるんですが、1名の方は月次の方なんです、一応6名の方と用地交渉をしまして、1名の方は売っていただけました。あとの5名の方について、いろいろな条件を聞きながら、市のほうの鑑定の説明をしてご了解のほうに向けて頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） これはなかなか大変だと思いますので、用地交渉も苦勞するかと思うんですが、途中抜けては、せっかく改良したのもむだになるというか、かえって危なくなっちゃうかもしれないので、頑張ってくださいと言うしか言いようがないんですが、いよいよのときは最後の手段もあるのかなというような気もしないでもない、とりあえずエールを送っておきますので、よろしく、これは早期完成に向けて努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、報告第2号について、説明、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第5 報告第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計繰越計算書について

○議長（中山五男） 日程第5 報告第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計繰越計算書についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度水道事業会計予算において、建設改良費の一部の年度内完了が困難になりましたことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の主な内容は、愛宕台配水池整備事業の繰越額7,320万6,000円であります。愛宕台送水ポンプ場設置にあたり、同施設に設置をする自家用発電装置及び送水ポンプの製造、搬入が東日本大震災の影響を受けまして大幅におくれまして、年度内完了が困難となりましたために繰り越しをしたものでございます。

以上のとおりご報告を申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ここをよく通るんですけれども、ほぼ完成がなされているのかなというふうに思うのですが、スケジュール的にはいつ試験用水で湛水をして、新しいPCタンクからいつごろ各家庭に配水をするのか。この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 新しい愛宕台配水池の配水予定は7月1日ごろを予定しております。現在の経過は、タンクにためまして、その水質検査を行っているところで、検査内容からしまして大体3週間ぐらいかかるということで、7月1日前後の配水開始を予定しております。

以上です。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、報告第3号について、説明、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第6 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（中山五男） 日程第6 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、代表監査委員であります岡 敏夫氏の任期がことし7月14日に任期満了となることに伴いまして、委員の選任につきまして、地方自治法第196条規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

岡 敏夫氏は平成20年7月15日から代表監査委員としてご活躍をいただいております、人格円満かつ高潔でありまして、幅広い経験と高い識見を有している方であります。このため、再度監査委員に任命をいたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中山五男） 日程第7 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦をすることになっております。本議案は、現在、人権擁護委員であります小川ユキ子氏及び福澤英子氏が平成24年9月30日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き福澤英子氏を推薦をしますとともに、新たに雫 正俊氏を推薦するものであります。

勇退をされます小川ユキ子氏は、平成15年10月から3期9年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献を賜りました。ここに小川ユキ子氏の長年のご活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今回、候補者として引き続き推薦をいたします福澤英子氏は、平成15年10月から3期9年間にわたり、人権擁護と人権の思想の普及推進に尽力をされておりました、法務局烏山支局人権擁護委員協議会事務局の要職も務められております。

また、雫 正俊氏は、誠実、温厚なお人柄で南那須町職員、合併後は那須烏山市職員として34年間の長きにわたり、奉職をされまして、市民福祉部長の要職も務められました。

両氏とも地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しておりました、人権擁護委員として適任者でありますので、何とぞ同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番平山 進議員。

○11番（平山 進） それでは、ただいま人事案件で上程されています人権擁護委員の候補者の推薦についての賛成の討論をしたいと思います。

人権擁護委員候補者の推薦について、私は賛成すべきとの立場から賛成討論を行います。福澤英子氏は、平成15年10月から人権擁護委員として現在も活躍されており、人格、識見ともに社会に通じており、引き続き活動を期待できる方だと思います。

続きまして、零 正俊氏は、合併後も那須烏山市職員として34年の長きにわたり奉職され、市民福祉部長の要職を務められました。その温厚、誠実な人柄は地域住民の信頼も厚く、今回の推薦する人権擁護委員として適任者であると考えます。

以上で賛成討論とします。

○議長（中山五男） そのほか賛成討論者はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第8 議案第2号 外国人登録法廃止に伴う関係条例の整理について

○議長（中山五男） 日程第8 議案第2号 外国人登録法廃止に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年7月15日に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴いまして、平成24年7月9日から外国人登録法が廃止され、住民基本台帳の一部を改正する法律等が施行されます。これによりまして、外国人住民の登録方法が外国人登録制度から住民基本台帳制度にかわり、外国人住民も住民票に記載をされることとなります。

本案は、これらの制度改正に伴いまして、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例、那須烏山市手数料条例、那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例、那須烏山市定住促進条例の4つの条例中の外国人登録に関する文言や外国人住民に係る住民票の表記等について、所要の改正を行うものであります。

本市において、対象となります外国人住民は、5月16日現在256人でございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 次に担当課長の詳細説明を求めます。

平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） ただいま市長の提案理由でありましたとおり、外国人登録法の廃止に伴い関係条例の一部改正について、順を追って詳細説明をいたします。

那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正ですが、1ページの新旧対照表をごらんください。現行第3条第1項中、（4）市民課「イ外国人登録に関すること」を削除し、改正後はそれぞれ以下関係条文が繰り上がるものです。

次に、那須烏山市手数料条例の一部改正ですが、第2条の現行別表（第2条関係）の7の「外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録原票に関する証明1件200円」を削除し、改正後はそれぞれ以下関係条文が繰り上がるものです。

次に2ページに移ります。那須烏山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正ですが、現行第2条中、「次の各号のいずれかに該当する者」を削除し、改正後は「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者」に改めるものです。

また、第2条中、（1）の現行「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者」及び（2）の「外国人登録法（昭和27年法律125号）に基づき、市の外国人登録原票に登録されている者」を削除するものです。

第4条第2項中、（1）のA中、現行「住民基本台帳カード若しくは旅券、運転免許証」を「運転免許証、旅券、住民基本台帳カード」に改めるとともに、現行「又は外国人登録証明書」を改正後は削除するものです。

3ページに移ります。第5条第2項中、（1）現行「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を改正後は削除し、現行「氏名の一部を組み合わせたもの」の後に、改正後は「（外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人をいう。以下同じ。）にあっては、氏名、氏、名、通称（住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは氏名のカタカナ表記（当該外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民に係る住民票の備考欄に記録される氏名のカタカナ表記をいう。以下同じ。）又は氏名、通称若しくは氏名のカタカナ表記の一部を組み合わせたもの）」を追加する。

また、同条中、現行「あらわして」を改正後は「表して」と漢字で訂正するものです。

また、現行第5条第2項中、（2）の「職業、資格、その他の氏名」の後に、改正後は「（外国住民にあっては氏名、通称または氏名のカタカナ表記）」を追加するものです。

現行同条中、現行「あらわして」は改正後は「表して」と漢字で訂正するものです。

第6条第1項中、現行「又は外国人登録原票」を改正後は削除するものです。

4ページになります。同条第1項中、現行（3）「氏名」の後に改正後は「（外国住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称）」を追加するものです。

また、現行同条第1項の（6）の後に、改正後は（7）として「外国住民のうち非漢字圏の外国人住民が氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を追加するものです。

第8条第2項及び第9条第2項中、現行「又は外国人登録原票」を改正後は削除するものです。

5ページへ移ります。第9条第4項現行「次に」を削除し、改正後は「同条第1項第3項から第7項までに」を追加するものです。また、同条第4項の現行（1）から（4）について改正後は削除するものです。

第11条第1項中、現行「又は外国人登録法」を改正後は削除するものです。

第12条第1項中、(1)の現行「住民票が削除」の後に、改正後は「(日本国籍を取得又は喪失により新たに住民票が作成する場合を除く。)」を追加するものです。

同条中、(2)現行「外国人登録原票が他の市区町村に送付され、又は廃止されたとき。」は、改正後は削除し、関係条文はそれぞれ繰り上がるものです。

同条中、(4)の氏名、氏または名の後に改正後は「(外国住民にあつては氏名、氏、名又は氏名のカタカナ表記)」を追加するものです。

第12条中第2項現行第3号から第5号までを、改正後は第2号から第4号までと繰り上がるものでございます。

最後になりますが、那須烏山市定住促進条例の一部を改正する条例であります。第2条中第1項の(1)現行「記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき市の外国人登録原票に登録された」を、改正後は「記録された」を追加し、削除するものです。

以上をもちまして、詳細説明を終わりにいたします。外国人登録法が廃止になり、住民基本台帳法に組み入れられることによる一連の改正でありますので、よろしくご審議いただき、何とぞ可決、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番(平塚英教) 議案第2号です。外国人登録法廃止に伴う関係条例の整理についてということございまして、今、提案理由がありましたように、外国人登録法が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるための住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の所要の改正ということございまして、現在、256名の外国人がこの外国人登録法で登録されているというような説明でありました。

これが7月9日から改正されれば、外国人登録法廃止に伴って住民基本台帳法に今度はおかえて対応されるというふうに思うんですけども、これは事務上では、もう既に外国人登録法で登録されている方を7月9日までは住民基本台帳に転記、記載をするというような考え方でよろしいかどうか。まず1点。

それと、実際にこれは外国人が例えば那須烏山市に来て、実際住んでいるのにもかかわらず本人が申請がもし漏れた場合には、ここに登録されないことになっちゃいますよね。そういうものについては、どのようにフォローして漏れなく住民基本台帳のほうに登録いただくというふうにするのか。進め方についてご説明をいただければと思います。

○議長(中山五男) 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 平塚議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、外国人の方につきましては、5月7日仮住民票の基準日という日が設けられておりまして、その日現在、登録されている外国人の方に仮住民票というのを出力しております。その仮住民票を出力された方につきましては、5月16日にそれぞれ該当の外国人の方に通知をいたしております。それで、7月6日までに、その仮住民票の出力に基づきます抜けている部分とか、修正部分とかを、その当該の外国住民の方に届け出を市民課のほうにいただきまして、7月9日の法改正に備えるということで今準備を進めているところでございます。

それから、市内に住んでいて届け出をされないでいる外国人の方はどうなんだというようなご質問かと思うんですが、広報とかお知らせ版等に周知するとともに、なるべく届け出をされるような形で周知をしたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 前段の質問は、7月6日までに市民課のほうで住民基本台帳法に基づいて再登録いただくということで準備を進めているということでわかりました。

後段の質問ですが、これは仮の話なのであれなんですが、結局外国人の人権について、外国人であっても市民としての人権を尊重するというので、このような改正になったのかなというふうには思うんですけれども。

実際にそういうことはもちろんですが、これは鳥山に限らず日本全国の問題ですけれども、ビザを持って日本に入国して、実際には転々としながら、いろいろと市民に迷惑がかかるような行為に参加をするようなことになっては困る。

こういう観点から、要するに広報等をお願いするのは当然なんですが、実際にそういう登録漏れがないような対応については、やはり関係機関と一緒にあって、いろいろな犯罪に広がっては困りますので、県の指導とか県との協議とかいろいろあると思うんですが、そういうような登録の漏れのないような、市民として人権を尊重するわけですから、外国の方にもそういうような義務を履行いただいて、そして、市民と同等にルールに基づいてやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺、関係機関との連絡調整、そういうものは十分果たしていただきたいと思うんですが、もう一度その件についてご回答いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 平塚議員のご指摘のとおりだと思います。法務省、入国管理局並びに県とも十分連絡を密にしながら、今後外国人登録の関係につきましては進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 私、よく理解できていないところがあるので、もう一度詳しく聞きたいと思うんですが、今、外国からお嫁さんにきてくれるというか、そういうような例も多々あるかなというふうに思います。結婚したからといって、すぐ日本国籍を取得するわけではないかなというふうに思います。

そうしますと、例えば日本人の男性のところに中国からお嫁さんに来たよというようなときの住民票の登録は、私、日本人同士で結婚していますので、私の住民票だと、本当はいなくてもいいんですが妻がどうしてもついてくるわけなんですけれどもね。これは結婚したら別々な台帳ということにならざるを得ないんでしょうかね。どうなんでしょう。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） ちょっと渋井議員のご質問に、資料を準備しておりませんでしたので、後でご回答したいと思います。

○議長（中山五男） 10番 水上正治議員。

○10番（水上正治） 今、渋井議員の登録要件のもろもろの条件はあるにしても、住民基本台帳に登録されるということは、同じ権利ですよ。とすると、公職選挙法もどうなんだか。ちょっとその辺、勉強不足で大変申しわけないんですけど。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 総務課が選挙管理委員会また、選挙管理委員会書記長を兼ねておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

現在のところ、公職選挙法上は外国人は投票は認められておりません。

以上でございます。

○議長（中山五男） 10番 水上正治議員。

○10番（水上正治） そうすると、それは別な法律、公職選挙法の。住民基本台帳上からもそういうことで、そちらはリストアップできるということになるのか。ですから、被選挙権、選挙権はないということはわかったんですが。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 実際の選挙権につきましては、住民基本台帳をもとに有権者をリストアップしております。ただし、外国人が今回、住民基本台帳に入ってきて、システム上はちょっとわからないんですけども、外国人については多分除くと、そういう行為が入って既存の日本人、資格のある人しか打ち出されない。多分そのようなシステムになってくるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 上程中の議案第2号について質疑をいたします。

まず今、住民基本台帳に記録をするという変化ですが、この場合に住基ネットへの登録、これはたしか本人の希望だったと思うんですね。この点と。

あとは、登録制度から記録制度に変わるということで、税制面では変化があるかどうか。

以上2点についてお聞きします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 税務課のほうの観点でご質問にお答えいたします。

今回の改正によって税法上の取り扱いの変更はございません。

以上です。

○議長（中山五男） 住基ネットについてはどなたが。では、後日のご答弁ということでご了解いただきたいと思います。

質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第3号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正に

ついて

○議長（中山五男） 日程第9 議案第3号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成24年9月1日をもって、市内3つの給食施設を統合し、新たに学校給食センターを開設することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、学校給食施設として定めておりました烏山小学校給食共同調理場、烏山中学校学校給食共同調理場、南那須学校給食センターを削除し、新たに学校給食センターを定めるものであります。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第3号は、市の学校給食施設の管理条例の一部改正ということでございまして、ただいま提案がありましたように、給食センター、現在やっていますけれども、旧烏山小学校、烏山中学校、南那須給食センターを廃止して、新学校給食センター設置、そちらに集約するという提案だと思います。

これについて、現在、学校給食センターを建設中ございまして、前の説明では、ことしの夏までには完成して2学期から学校給食を提供するというところでしたが、この条例の附則では最後に、この条例は教育委員会規則の定める日からということございまして、何月何日ということが書かれていませんが、これを踏まえて前に説明した日程というか予定で進めるという考え方でよろしいのかどうか。その点が1点と。

今度は給食センターが市内1カ所になって、それぞれの小中学校に給食を提供するというふうになると思うんです。それで、やはり近代的な設備でありますから、そういうような心配は要らないかもしれませんが、1カ所方式になりますと、どうしても食中毒など、仮に出た場合には全体に波及してしまうおそれがありますので、ぜひとも食品面で安全で安定した給食を全小中学校に提供いただけるように、さらなる対処をお願いしたいと思うんですが、その点はぬ

かりなきようにやっておられるのかどうか。ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、平塚議員のご質問に答えたいと思います。

まず、第1点目の日程等の変更等があるのかという問い合わせでございますが、現在、建設をしておりまして、若干の工期のおくれはございますが、9月3日の配食に向けて業者、それから設計事務所、県の技術センター等の協力を得ながら、安全管理に注意をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、第2点目の配食関係でございます。議員ご指摘のとおり、1カ所からそれぞれの学校に配食を行うこととなりますので、これまでより時間のかかるところ、あるいは時間が短縮される場所が出てくると思います。法律で調理から喫食まで2時間以内ということで定められておりまして、その法令を遵守しながら、さらに新しい給食センターでの安全管理を徹底して、食中毒等を起こさないような安全管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中山五男） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 第4条の2項で、市は給食センターの業務の一部を委託することができるということがうたっております。9月にオープン時、給食センターの運営方法を市のほうで独自に100%やっていくのか。あるいは一部委託するのか。あるいは全面委託するのか。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 渡辺議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、現在、市教育委員会としては給食の調理業務、それから配送業務については、業者に委託をして実施してまいりたいと考えてございます。この業者選定につきましても、現在、市の組織内で審査委員会を立ち上げて業者の選定作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 今の説明で大枠は了解いたしました。運営のほうは市のほうでやられると思いますけれども、調理業務あるいは配送業務、現場の仕事は100%業者委託ということになるのかなと思います。

となると、現在、市の職員である調理員の処遇とかいろいろ課題はあるんじゃないかなと思いますが、その外部委託の日程も現在調整中ということではありますが、いつごろどんな業者を対象にプロポーザルでもやるのかなと思いますけれども、大ざっぱな考え方をお示しただけ

ればと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 業者選定につきましては、5月21日に第1次審査を行ってございます。市の入札参加指名願いの出されている業者18者に通知を出しまして説明会を開催し、21日に参加を表明した業者は8者でございました。その中から上位3者を選定いたしまして、第2次審査を6月1日プレゼンテーションを行ったところでございます。この中から優秀な提案をされた業者を選定し、今後契約をしまいたいと考えてございます。

また、職員の処遇につきましては、総務課長のほうからご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 給食職員、教育委員会採用の職員であります。職員の人事ということで私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

今回の給食センターのオープンに伴いまして、烏山小学校で調理員2名、烏山中学校で2名、計4名の方が給食センターの開設に伴いまして職を失うというか、学校の調理場が閉鎖されますので宙に浮くわけでございます。

現在までに本人等から資格職を生かした調理職にとどまりたいという要望がございます。加えて、職員の勤務条件等もありますので、職員労働組合からも強く職員の転任、配置がえにつきましては十分ご配慮いただきたいという要望書が提出されているところでございます。

これらによりまして、昨日、6月4日、本人を呼んで、本人の意向及び話し合いを行ったところでございます。今後、どういう形で配置がえになるかというのはわからないんですけども、受け入れるとすれば、やはり調理職を生かしたところという限定されます。残るのが幼稚園、保育園の給食調理人、その道しかございません。その受け入れにつきましては、現在4名の受け入れが可能かどうか、こども課長と検討している最中でございます。

いずれにいたしましても、残り3年6カ月ぐらいですか、退職になられますので、できるだけ本人の意向を尊重して配置がえを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（渡辺健寿） 了解。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 1点ほどお伺いします。今度は給食センターができるということですが、今までの調理場方式、中学校、小学校やっていますが、年間にしてどのくらいの減額になるのか、プラスになるのか。市全体のお金としてはどうなのか。その点を1点お聞きしたいと思います。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 大変申しわけございません。現在のところ、委託費等とこれまでの学校給食の運営費の比較検討について詳細について資料がございませんので、後日よく精査をしてご報告申し上げたいと思います。申しわけございません。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 学校給食センターができますと、古い給食センターは当然要らなくなるわけでございます。その解体がされるのか。そのまま倉庫みたいに使うのか。また、解体がされるとすれば、いつごろになるのかということをお尋ねを申し上げます。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 現在の南那須給食センターの解体についてのご質問でございますが、市教育委員会といたしましては、平成25年度に解体をしたいと考えてございます。解体をして、あとはこれから地権者と詳細な協議をいたしまして、どのような形で土地の返還を望まれるか。それらの内容によってそのまま残す場合もありますし、あるいは舗装にして返すとか、また、元の畑にして戻すとかという協議がこれから進められてくると思いますが、平成25年度中に解体を予定してございます。

学校の共同調理場についても、平成25年度夏休みを目途に解体をする予定で計画をしているところでございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 土地は借りているんですよね。そうすると、月々というのか年間というのかどういう契約をしているかわかりませんが、お金が発生しているわけですね。壊れて危ない建物があってお金が発生しているということは、常識的に民間で言えば速やかに撤去してお返しをするというのが、100人に聞いて多分100人そういうふうに思うと思うんですね。

その延ばす理由があるんだというと、地主さんとの契約期間がしっかり残っているからだとか、何か理由はあるんだと思うんですね。いや、返されたら困るよとかね。その辺の内容をちょっとお話しいただけますでしょうか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 渋井議員ご指摘のとおりです。毎年60万円余の借地代がかかってございます。なぜ平成25年度かということでございますが、まず1つは、現在の給食センターにございますボイラー等については、新しい給食センターに移設する予定でございます。そちらの撤去等、整理等の期間を要するということと、最後に出ましたように地権者との借地契約に基づく解約の協議をこれから進めてまいりたいということで、十分な意を用いた対応を考えておりますので、ちょっと時間を要するということでございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 最後の質問になりますけれども、地権者の方は地元の方で、ご協力を当初いただいたと思うんですけれども、もうそういうふうになっていけばやむを得ないところがあるのかもしれませんが、わざわざ60万円余分に出すんじゃなくて、誠心誠意対応して、ボイラーが移ったら解体するのは簡単ですから、前倒して平成24年度中にでも、あそこは生徒さんがいて危ないとかということはないですね、全く別の場所ですから。迅速に物事をやる。それが市民に対する務めではないかなというふうに思っておりますので、その辺を答弁は結構ですから、できるだけ早くやってもらうというようなことでお願いをいたします。

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

午前中審議をいたしました議案第2号 外国人登録法廃止に伴う関係条例の整理についての条例の中で、担当課長から補足説明がありますので、そこから始めます。よろしくお願ひします。

平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 午前中に渋井議員に外国人妻の取り扱いについて並びに高田議員のほうから住基ネット希望を拒否できるかというような2点についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、外国人妻の取り扱いについてですが、中長期滞在者として入国管理局から在留カードが交付され、住民基本台帳に奥さんは登録されることとなります。在留期間は最長で1年間与えられ、期間満了後は入国管理局で更新の手続きをしていただくこととなります。世帯主との続柄は住民票上、妻ということとなります。

それから、住基ネット登録希望を拒否できるかというご質問でございますが、那須烏山市として住基ネットに加入をしておりますので、個人としての拒否はできませんということでございます。外国人においても、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードをつくることができるようになるのもそれ以降に延びます。

以上説明を終わります。

○議長（中山五男） 3番渋井議員、15番高田議員、ただいまの課長説明でご了解いただけましたか。

続きまして、学校教育課長から答弁をさせます。

○学校教育課長（大野治樹） 佐藤議員からの新しい給食センターとこれまでの給食センター並びに学校の共同調理場の運営費の比較検討ということでございます。平成23年7月の全員協議会の資料に比較検討したものがございまして、こちらの資料ですと約2,100万円ほど減額できるという資料になってございます。

ただ、現在、委託業者等の状況もこれから変わってくると思いますので、この数値はこれから若干変わるものと推察されます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 8番佐藤議員、これで了解されましたか。

◎日程第10 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）
について

○議長（中山五男） それでは、日程第10 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億6,640万1,000円増額をし、補正後の予算総額を126億4,640万1,000円とするものであります。今回は、5月の連休中に発生をいたしました豪雨災害の復旧事業など、緊急に対処しなければならない事務事業が生じたことから補正予算を編成したものでございます。

主な内容をご説明申し上げます。まず、歳出につきまして申し上げます。総務費は、税務収納事務に必要な車両のレンタル料等を計上いたしました。

民生費は、子育て支援事業の円滑な事務事業のために、栃木県地域版プラットフォーム事業費補助金に予算を組みかえをしたほか、にこにこ保育園、すくすく保育園における臨時保育士の確保にかかる予算等であります。

衛生費は、ごみステーション設置整備事業補助金の申請件数が、当初予算を上回ることが予想されますことから増額をしたものであります。

農林水産業費は、地籍調査事業に係る臨時職員賃金等、新規就農総合支援事業における青年就農者給付金の受給予定者増加に伴う予算を計上いたしました。また、小河原堰の改修及び西の原用水隋道改修に伴う負担金を農業体質強化基盤整備促進事業として計上いたしております。

土木費は、懸案事項でございました市道田野倉大金線におきまして地権者の協力が得られましたことから、工事費等の予算を計上したものであります。

消防費は、消防団第8分団第2部大里の消防車車庫を緊急に整備する必要性が生じたための改築費用等であります。

教育費は、荒川小学校及び烏山中学校の非常勤講師、学校支援員であります、賃金、江川小学校に新設いたしました特別支援教室の運営費、学校給食センター開設に伴う臨時職員賃金、公民館事業に必要な市有バス利用に係る予算措置、小白井自治会公民館改修に伴う施設整備補助金、郷土資料館開館業務委託料、緑地運動公園及び烏山運動場の夜間照明器具修繕費等に伴う予算であります。

災害復旧費は、5月連休中に豪雨、突風等により、道路、農業用施設、学校施設等が被災をいたしましたことから、災害復旧事業費を計上したものでございます。

次に、歳入であります。国庫支出金では、障害者介護給付費負担金等ございまして、県支出金は青年就農者給付金に係る新規就農総合支援事業費補助金等を計上いたしました。なお、不足財源につきましては、財政調整基金をもって措置をいたしました。

寄附金のうち奨学寄附金は駒場不二夫様、匿名様の2名様から、社会福祉事業費寄附金は駒場不二夫様、本田實恵子様からであります。また、ふるさと応援寄附金は匿名様、新

井将能様の2名からであります。それぞれの趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。ここにご芳志に対して深く敬意を表し、ご報告を申し上げる次第でございます。

以上、議案第1号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成24年度の一般会計補正ということでございまして、主なものは5月3日の豪雨に伴う災害復旧とか、そのほかにも細かなものがありますが、例えば12ページの地域子育て支援ひろば型事業費を地域版プラットフォーム事業に振り替えるということでございますが、これはどのようなことでこういうふうになるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

にここに保育園とすくすく保育園については、臨時職員をそれぞれ1名ずつですかね、これ。同じ金額ですが、採用するということで見てよろしいのかどうか。

それと、農林水産業費のほうですが、新規就農総合支援事業費600万円というのがあるんですけども、これは具体的にはどんなような新規就農者を育成し、支援をするという内容なのか、ご説明をいただきたいと思っております。

その下の地籍調査費293万円、これは先ほどの繰越にもありましたが、そのほかに平成24年度としての予算組みをしたんだと思うんですが、それに新たに補正をしたわけなんですけれども、地籍調査のエリアの区域変更でもあったのかどうか。平成24年度はどのような整備を図るのかご説明をいただきたいと思っております。

その下の道路新設改良費というふうにあります、1,200万円ですね。これについてもどの路線で何メートルの改良を進める事業なのか、説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、平塚議員のほうから質問が2点ほどございました。その内容につきまして説明を申し上げます。

当初予算では、地域子育て支援ひろば型事業ということで、本年度県の補助金100%補助でございますが、この補助金を使いまして子育て支援事業といたしまして、県補助事業としまして地域版プラットフォーム事業を行うこととしておりました。その後、県と4月以降調整を行いまして、事業の交付決定を5月にいただいておりますが、その執行が消耗品、委託料、前は補助金一本でございました、130万円。それを分けた形で今回、予算の組み替えをさせていただきます。基本的には予算額の額の変更と、2,000円は補助金の調整ということで

今回は計上させていただいておまして、執行額の予算の変更はございません。

それから、続きまして、4項保育施設のにこにこ保育園運営費、それからすくすく保育園運営費、これにつきましては先ほど市長答弁のとおり、保育園の臨時保育士の確保のためでございます。私どもでは、1月、それから3月にも保育士の再募集を行っております。ハローワーク等も通しているんですが、なかなか人材が確保できない。例年ですと4月以降にある程度臨時保育士のめども立つんですが、今回残念ながら、なかなか見つからない。このままですと、保育園の運営に多大な支障を来すということで、今回、この予算を計上いたしましたのは、人材派遣に頼らざるを得ないということで決断をしたわけでございます。2名分の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） それでは、13ページになりますが、農林水産業費の新規就農総合支援事業費の600万円につきましてご説明申し上げます。

この事業は、農林水産省事業100%の事業でありまして、45歳未満の新規就農者、なおかつ年間農業所得250万円未満の新規就農者に対しまして、最長5年間国のほうから150万円ずつ支給される支援事業であります。

ちなみに当初予算でお一人計上させていただいておりますが、今回、境地区でお一人、荒川地区でお一人、下江川地区でお二人の申請がございます。したがって、4人分で600万円を最高額でございますが計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから平塚議員の質問、2点ありますが、その点についてお答えさせていただきます。

1点目が、地籍調査293万円の事業の内容なんですが、これにつきましては東日本大震災の発生に伴い、基準点等の公表を停止されておりました。それが基準点測量成果を、公表再開を受けて平成23年度に検証測量を実施しました。地籍調査が平成20年から平成22年まで9地区法務局に認証請求する必要があります。その事務のために嘱託職員を1名雇ったという内容でございます。

あと2点目が、道路新設改良1,200万円の内容なんですが、これにつきましては田野倉大金線といいまして、南那須庁舎の前、県道日の出屋という書店があるんですが、この交差点付近の用地交渉等が地元の方のご協力を得てできたものですから、その道路の改良舗装、約30メートルなんですが、その改良舗装を実施するという内容になっております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております平成24年度一般会計補正予算の第1号について2、3お伺いしたいと思います。

まず、15ページの5目の郷土資料館費1,700万円何がしとあるんですが、これは前に説明を受けたと思うんですが、郷土資料館の解体費ですよ。その確認をちょっとさせていただきたいと思います。それが1点です。

それから、もう1つは、やはり補正予算、すなわち予算にかかわってくることなんですが、市の今、合併特例債がありますから、昨年もそうですし、本年もそうですけれども、年間140億円前後の一般会計の決算になっているかと思います。また、今年度もおそらく130億円から140億円ぐらいの間で一般会計の決算が行われるのかなというふうに私は考えておりますけれども、合併特例債がなくなった場合、本市の標準財政規模額というのは私の知るところ90億円前後ぐらいなのかなと思うんですが、資料を見ればわかるんですが、ど忘れをしているところがありますので、正確な標準財政規模をお知らせさせていただきたいと思います。

それから、この前の全員協議会の際に資料をいただきました。市総合計画後期基本計画及び重要計画の策定についてというような資料をいただきました。ここには、市総合計画後期基本計画及び市行財政改革アクションプランの策定にあたっては、今後の財政、職員数、公共施設のあり方が密接に関係することから、それら本年度策定予定の市重要計画の策定に当たっては、担当課の垣根を越えた密接な連携による計画策定を行うというふうになっております。

この中に、対象となる計画として、総合計画後期基本計画、行財政改革アクションプラン、公共施設再編整備計画、中長期財政計画、定員適正化計画というふうにありますけれども、この計画を立てるのは結構なんですが、この前、あるテレビ局でやっておりました。いろいろな自治体が公共インフラの改修費が今後かかってくるんだ。特に東京都なんかはひどいそうですね。何百兆円、たしか私の記憶違いでなければ200兆円近い公共施設に関するインフラの改修費がかかってくるということでございます。

本市の場合は、総合計画及び後期計画の中に、そういうインフラ改修費なども含めて計算をされるのか。また、具体的には例えば橋梁、市内に橋がございますよね。この橋はこの前、都市建設課長に聞いたら146ぐらいの大小の橋があると聞いたんですが、1件取り上げればもしおわかりであれば、その橋が向こう10年間インフラ改修をしなくちゃならない部分というのを計算した場合に、どのぐらいの費用がかかるのか。1点だけ、もしわかれば雑ばくな金額でも結構でございますから、教えていただければなど。

それから、総合政策課長のほうからは、そういうインフラ改修費用を見込んだ財政計画とか、そういう計画を立てられるのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 久保居議員のご質問にお答えいたします。

15ページ、郷土資料館関係でございます。1,700万円、確かに久保居議員おっしゃるとおり、南那須民俗資料館の解体費用約600万円も含まれた数字でございますが、今回補正の17万円につきましては、昨年まで市の職員が郷土資料館へ配置されておりましたが、今回の異動によりまして転勤になりまして、シルバー人材センターに開館をお願いするということで、その委託費用でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、お答えをいたします。

まず、標準財政規模の件でございます。平成23年度の資産でございますけれども、本市の場合、83億223万9,000円でございますけれども、標準財政規模につきましては、基本的には市のいわゆる一般財源として収入できる規模をあらわしたものでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、今後の公共インフラの維持補修関連でございますが、現在、中長期財政計画のシミュレーションを準備をしているところでございますが、その中では当然今後、建設していかなければならない施設整備に要する経費ですね。建設事業費のほかに、既存の公共施設の維持補修にかかる経費、これは一般的には維持補修費というとらえ方をしておりますけれども、そういった区分で予算の推計をしております。

当然、今後そういった維持管理に要する費用が増嵩してくるという前提でシミュレーションのほうは進めてまいるという考えでございます。橋梁の長寿命化計画につきましては都市建設課長のほうから説明をいたします。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 久保居議員のご質問であります橋の維持費について、ご説明させていただきます。

平成22年、23年に橋の長寿命化修繕計画を立てております。その中で、15メートル以上の橋33橋と、重要な橋7橋、40橋について考えております。この橋の長寿命化なんですけど、結局橋をつくった年度、重要度、橋の老朽化等を勘案して優先順位をつけて、橋を修繕していくということになっております。

事業費等についてはちょっと今、手元がないものですからご説明できないんですが、橋とい

うのは大変な事業費がかかります。それと、これから橋で大切なことは、耐震補強をしなくちゃならないという橋があります。これは避難路とか重要な輸送路、これについて選定して耐震化もしていきますので、今後、橋の耐震、それから維持補修、多大なる金額がかかると思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、総合政策課長のほうから、うちのほうの標準財政規模83億2,239万円とかというふうなお返事をいただきました。当然、これは市税に見合った標準財政規模でしょうから、これから国のお金が来て、またこれにプラスされた予算組みになるかと思うんですが、合併特例債がもしなくなった後は、どのくらいの規模の一般会計予算が組めるのか。大体目安があったら教えていただければと思います。

それから、都市建設課長のほうからは、橋については重要な橋が7橋、15メートル以上の橋が33橋あるということですね。実際には146あるわけですから、もっと点検をすればさらにこの10年、15年のスパンの中で改修をしなくちゃならないところは出てくるのかな。それが今金額はここで聞いてもすぐ出てこないと思いますけれども、おそらく億単位の金になってくると思うんですね。

橋でさえ億単位の金になるわけですから、ここに今度箱ものとか道路の改修とかということを入れると、10億円、20億円、30億円というような金になってくるのかなというふうに思います。それを私は一番懸念をしているところであり、また、長期の財政計画の中にもそういうことを組み入れていかなければならないのかなというふうに思っております。

都市建設課長のほうの先ほどの答弁で、都市建設課長の部分については了解いたします。

再度総合政策課の課長にお聞きしたいんですが、先ほど言いましたように、もしこれ、仮定の話で大変恐縮なんですけど、合併特例債がなくなったら、本市は一般会計の予算はどのくらいで組むべきか。その辺のことが雑ぱくにでも結構ですから、わかっていたら金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今、合併をいたしまして交付税の算定特例が10年間で、一応交付税が合併した有利な取り扱いをしております。それが平成26年度以降は、暫時縮減されていく。合併特例債につきましても5年間につきましては期間が延長されたというようなことを踏まえてシミュレーションをしているところでございますけれども、平成17年の合併当初の財政の規模が約105億円程度でございますので、それらの財政規模になってくるのではないかと予測はしておりますけれども、今後、再度細かいシミュレーションをしていき

いというふうに考えております。（「大体金額出すと100億とか110億とか」の声あり）
100億円から105億円の間かなというふうに予測しております。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいまの課長の答弁だと100億円から105億円ということでございます。こうなったときに、当然公共事業費は少なくなってくるでしょうし、公共事業費が少なくなってくれば、当然税収も減ってくる。また、高齢者がふえてきて税収も減ってくるというようなこともございますので、本当にこの辺のことを計算に入れて、そして総合政策課がもちろん中心になって計画を練らなくちゃならないと思いますけれども、関係各課連携して、そういう現実を見きわめて、また未来をしっかりと見すえて、いろいろな総合後期計画とか財政計画とか公共施設の再編整備計画とか、そういうものも取り組んでいただきというふうをお願いをいたしたいと思います。

以上です。答弁結構です。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 11ページ、歳入ですけれども、財政の調整基金繰入金ということで1億71万6,000円が財政調整基金から繰り入れられますが、今現在、財政調整基金は20億円ちょっとあったのかなというふうに思うんですが、その辺、今いくらあるのか。

15ページ、図書館費です。この報酬ということで12万円、備品購入費1万円ということなんでしょうかね。これはどんなようなものなのか。

次の災害復旧費の公立学校の施設災害復旧、5月3日でしたか、大雨で130万円、金額は小さいんですが、学校である程度の、あの程度と言ったらかなりの雨は雨だったんですが、崩れて壊れちゃったのかな。子供たちの安全といいますか、そういうのがあの程度の雨で崩れてというか、前からあったんだけどちょっとの雨だったのでやっぱり直そうと。そんなような中身ではないのかなと思うんですが、その辺のご説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、財政調整基金の残高についてご説明をさせていただきます。

平成23年度末残高が約22億1,000万円ございます。ただし、平成24年度の当初予算で4億2,200万円の取り崩しを予算措置をしております。今回の6月補正で1億71万6,000円ということでございますので、差し引きいたしますと16億8,778万1,000円ということになりますけれども、例年5月の出納整理期間終了後、決算処分ということで繰越金のほうから財政調整基金等への積み立ても実施しておりますので、数字的には年度

末には約1億5,000万円程度増加するのかなというふうに考えてございます。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 図書館関係でございます。まず報酬でございますが、図書館協議会委員、ことしから指定管理になりまして、教育委員会のほうで所管して開催するわけですが、今回、予算措置を怠りましてその委員さんの報酬12万円を今回、計上したところでございます。

また、備品購入費でございますが、こちらはロータリークラブさんから図書館に本をとということで、ご寄附をいただきました。指定管理料が決まっておりますので、寄附いただいたものについては生涯学習課のほうで予算を執行するという形で、備品購入費ということで1万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、学校教育課関係の災害復旧費についてお答え申し上げます。

渋井議員ご指摘のとおり、これまでも大雨等あった場合に土砂が流れ出すとか、そういう状況がございました。5月3日の降雨によりまして、さらに被害が拡大したところについて修繕をするということで予算を計上したものでございます。小学校3校で4件、115万円と、中学校1校1件で15万円という予算計上でございます。小学校の1件については、強風により門扉が飛ばされて壊れてしまったということも1カ所含まれてございます。

以上でございます。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 一般会計の補正予算で13ページなんですけど、先ほど同僚議員からありました道路整備費、これは田野倉大金線ということで内容はわかったんですが、その財源の内訳ですね。一般財源が60万円で地方債が1,140万円ということで、これは一般財源が多分5%で、地方債が95%になっているかと思うんですが、これは合併特例債事業ですから、国県支出金の中に内訳は入らないのか。その辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今回、予算計上させていただきました日の出屋さんの入り口からの部分につきましては、市の単独事業ということでございます。道整備交付金等の国庫財源は入っておりませんので、市の単独事業でございますので、そのうち95%を合併特例債のほうで充当させていただいたということでございます。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 合併特例債ということは、後で地方交付金として交付されると思うんですが、その事業を行った年度内にその交付金が入ってくるのか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 地方交付税のほうに措置していただけるのは、事業終了後、借り入れた金額の元利償還金が発生した時点で、その一定割合を交付税のほうに加算していただけるということになりますので、当該年度以降のことになります。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 合併特例債ですね、これは今までのこの話の中で、私の知識の中では約30%が市の財源で、約70%が交付金として入ってくるという認識を持っているんですが、その辺の確認と、合併特例債を使ったときの償還の期限、これは何か期限が短いということを知りたいんですが、一般の地方債の返還と合併特例債を使ったときの償還期限の期間が違っているのか、その辺をお聞きします。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ご指摘のとおり、合併特例債につきましては、今年度元利償還金をお返しする段階で、その70%を交付税のほうに加算をしていただけるということでございます。

それと、借入期間でございますけれども、いろいろな事業の内容によって借入期間は変わってございますが、合併特例債につきましては、縁故資金と申しまして民間の金融機関から借り入れる資金でございますので、15年の償還期間ということになってございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、先ほどもちょっと話が出たんですが、地籍調査についてお伺いいたします。まず、現在、地籍調査、旧南那須、旧烏山、地区ごとにどのぐらいの進捗状況なのか。

それと、今現在、前と変わらず人数は大体わかっていると思いますが、何人で地籍調査をやっているのか。実際問題として、最終年度、那須烏山市が終わる年度はいつごろなのか。まず、その3点をお伺いします。

そしてあと、衛生費なんですけど、数字とまるっきり関係なくて申しわけないんですが、ごみ収集、私どももちょっとトラブルしているところがあるんですよ。自治会に入っていないところでもごみを出す。やはり自治会に入っていないと、自治会費の中で一部お金を出しているところもあるわけですよ。そういう中では、最近、我々の地区も自治会を抜きたい。また、現実に抜けちゃっている。何がどう隣近所であったかわかりませんが、そういう可能性もあるわけ

であります。

そこら辺のところを執行部としてはどういうふうと考えて、どのような教育というか、どのようなお願いをして、また、そのごみ処理については自治会は関係ないのか。そういうことをお伺いをいたします。

あともう1点、郷土資料館、先ほどシルバー人材に委託しましたよと。図書館は委託したのはわかっているんですが、シルバー人材はちょっと聞いていなかったのか。聞き漏らしたのか、済みません、違ったんですが。これはもし委託したとすれば、営業時間または休日、それは今までどおり変更がないのかどうか。

それともう一つ、那須烏山市になりまして、旧南那須、旧烏山、1カ所ずつあるわけですね。それは近い将来、両方まとめて1カ所にしたいなというような希望もあったような話を聞いているんですが、今現在はどんなような形になっているのかお伺いするものであります。よろしくお伺いいたします。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 滝田議員の質問にお答えします。

3点あると思います。1点目が、地籍調査の実績なんです、平成22年度の実績でお答えしたいと思います。那須烏山市全体で73.25%でございます。南那須地区は平成31年ごろに終わる予定でございます。旧烏山地区については平成45年程度に終わる予定でございます。それと、現在地籍調査は正職員4名、嘱託1名、5名で実施しております。

一番最初の旧南那須、旧烏山ごとの進捗状況は出しておりませんので、全体の73.25%でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、今回補正で提出していただいたのはごみステーションの補助金の補正でございましたけれども、それに関連してごみ出しの件で滝田議員から質問を受けましたので、それにお答えしたいと思います。

一応ごみステーション、各地区に適切な数が設置されていると思います。そんなことから、仲よくそのごみステーションのほうに出していただければ非常にありがたいというふうに思っているところでございます。

あと場合によっては、自治会に入っている、入っていないは別にして、ものによっては保健衛生センターのほうに直接持ち込みということも可能でございます。また、月1回は日曜日、直接持ち込みを開設しておりますので、そういったことも十分ご利用いただければありがたいと思うし、また、そういったことも広報などを通じてお知らせをしていきたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 滝田議員のご質問にお答えいたします。

まず、郷土資料館のシルバー人材センター委託でございますが、先ほども申し上げましたように、昨年度までは正規職員がおりましたが、今回の人事異動によりまして異動しまして、その間をシルバー人材センターにお願いするということで、現在、月、水、木、金9時30分から午後4時までということで、鍵のあけしめ、周辺の清掃等をお願いしているところでございます。また、日曜日につきましては、以前からシルバー人材センターにお願いをして開館をしていたところでございます。

また、資料館の今後のあり方というご質問でございますが、郷土資料館につきましては議員もご承知のように、昨年、東日本大震災によりまして南那須歴史民俗資料館は母屋本体が北に傾いているというようなことでかなり危険だということで、本年度取り壊しをいたします。また、鳥山郷土資料館につきましても、かなりの部分で被害を受けまして、現在は資料館の1階部分で細々と展示をしているという状況でございますが、貴重な資料等につきましては旧七合中学校の4階に移管いたしまして、現在管理しているという状況でございます。

担当といたしましては、合併した状況でございますので、一日も早く1つの資料館としてなるべく早い段階で建設ができるのが望ましいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） まず、地籍調査なんですけど、今、きっと向田地区あたりをやっているのかなと思うんですけど、平成45年、きっと我々はいない時代になっちゃうのかなと、そういう気がしているんですね。というのは、我々の地区も一部ですよ、一部境界でもめいてるところもあるわけですよ。ですから、できれば極力早くやっていただきたい。昔は2人が3人になって、今は5人でやっているということなので、相当ピッチは上がっているのかなと思うんですけど、大変でも極力早くやっていただければと思っておりますので、お願いをしたいし、そういうことについてはもうちょっと人をふやして頑張るかなと。そういう気があるのかなどうか、そこら辺も1点お伺いいたします。

あと、衛生費のごみの集積所ですか、これは各地区に今、課長が言うとおりの不便を感じないぐらいあると思うんですけど、役所としては自治会に入っている、入っていない関係なく、そういうところに出しても問題はない。そういう考え方でいるんですかという質問なものですから、そこらについて考え方を伺いたい。こういう話なんですけどよろしくお伺いをいたしま

す。

あとは郷土資料館については了解をいたしました。よろしくどうぞ。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 滝田議員のご質問であります地籍調査の推進、早くやっていただきたいという件についてお答えしたいと思います。

地籍調査事業は、国と県の補助金をいただいてやっております。国が50%、県が25%ということでございます。なるたけ市のほうも地籍調査が土地台帳の基本でございますので早くやりたいという部分があるんですが、国の予算等も絡んできますので、国等のほうに要望活動をしていきたいと思っております。

あと地籍調査の箇所なんですけど、国県道とか川の改修のとき、地籍公図未実施のところを早期にやっていただきたいという要望があって、向田とかことしやります日野町あたりはそういうわけでやっております。いろいろな部分からご要望がありますが、なるべく地籍調査については早く進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 自治会に入っている方と入っていない方の取り扱いのごみステーションということですが、一応市のほうの考え方は、自治会に入っている、入っていないということに関係なく、ごみステーションについては仲よく同じ場所に提出していただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 課長の言っていることはよくわかりますけれども、うまくいっていないから質問しているわけでありまして、そこのところをちょっと頭に入れていただければと思っております。

やはり一部運営費がかかっているところもありまして、お金は一部出しているんですね。入っていない人は当然自治会に入っていないから出していないということなんですけど、基本的考え方はわかりました。別に自治会に入っている、入っていない関係ない。あとは地域で考えてもらえばいいという考え方でいいということはわかりましたので結構でございます。ありがとうございました。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 補正の中から2点ほどお伺いしたいと思います。

農林水産費から1つと、総務費から1つでございます。農業体質強化基盤整備促進事業費のところから入っている。前にこんな話を聞いたような気はするんですが、また、この1、

300万円の工事費になっておりますが、具体的なこの工事内容についてお聞きしたいと思います。

また、総務費の中で、大里の消防車庫、提案理由の説明で市長は、緊急性が生じたので改築しなければならなくなったからという説明をいただきましたが、その緊急的な理由、何で予算化したのかを聞きたいんです。

さらに、これは後から補正が終われば、請願書等の付託が出てきますが、その中に総務に請願書が出ておりますが、これ、烏山第1分団4部でございますが、先走りして非常に申しわけないんですが、やはりこれは関連するものですから、用語の統一性といいますか、いまだに茨城県何々村ならば、村の議会ならば消防小屋というのは当てはまるかもしれませんが、ましてや市になってですよ、元消防団長さんもこの請願書等に判こをおしたり、紹介議員の川俣先生も紹介議員になっていながら、消防小屋というのはちょっといかがなものかなと私は思います。

受け付けの時点でそれでいいよと言ったのか。あるいはちょっとふさわしくないから、詰め所にしろとか、車庫にしてくださいとか、何かないものかなと思って、これは教育長あたりに聞いたほうが将来の子供たちが傍聴に来て、何だい、この市の議会で小屋、芝居小屋とか、馬小屋ならわかりますけど、公共的な施設をつくるのに小屋というのはちょっと私は済まないのではないかなと思いますので、ひな段に座っている方の意見も聞いて、これでいいんだと言えれば私はそれ以上は言いません。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 予算書の13ページの農林水産業費の農業体質強化基盤促進事業費の内容でございますが、これにつきましては、東原地区の小河原堰でございまして、当初災害の関係で若干手落ちがありまして、箇所的に漏れてしまった関係で事業名を振り替えまして、この事業で行う延長頭首工38メートルの事業でございます。

現在は仮復旧で水のほうは確保できておりますが、本格的にやるということで設計委託料、工事費等でこの金額ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） ただいま質問があった件について回答させていただきます。

14ページの9. 消防費の中で消防施設整備費ということで大里の、これは消防車庫になります。車庫と詰め所という私どもは言い方をしております。車庫については消防車を置くのみのもの。詰め所については通常は2階建てとなっておりますが、1階が消防車を入れるところで、2階が団員がいろいろ打ち合わせとか休憩をとる場所、そのようなことで使い分けをしております。

ちょっと前後しますが、私どものほうでそのようなことをアドバイスできなかったことはお

わび申し上げます。すみませんでした。消防小屋の件ですね。

続きまして、その大里の消防車庫の件についてでございますが、今年度新築が必要なところということで、2カ所消防詰め所を下川井と南大和久ということで新年度予算で決定いただいたわけです。私どものほうでは、最初大里のこの消防車庫については、修理で間に合うのではないかなということで、修繕してやれば機能を回復できるかなということでいたわけなんですけど、私どものほうもちょっと震災復興とかそっちのほうに追われていて、こちらのほうの消防詰め所等の復旧の対応がおくれてしまいました。専門家のほうに判断をお願いしたところ、この大里の小屋については、軽量鉄骨のスレートぶきということでなかなか、長過ぎますか、話が。消防車庫ですね。そのようなことで、年度末にちょっと改修ではだめだという判断になりました。新年度予算にも間に合わなかったということで、しかしながら、今、雨漏りもひどくて何とかしなくてはというようなこともありまして、6月のこのとき、本来であれば新年度に出すべきものですが、おくれってしまったということで、要求をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 農林水産費のほうはわかりました。今の消防車庫関係については、車を置くだけは車庫という用語で、2階を詰め所にしておく場合は消防詰め所、下は車庫であっても。でありますから、やはり今も危機管理室長も小屋なんて言っていますけど、ちょっと小屋というのはいかがなものかと私は問題提起をしているんだから、つられて言わないでください。出した人はそれでいいと思っても、やはり統一してこれから公共的な施設ですから、私は小屋じゃないほうがいいと思っております。皆さんはこれはでいいんだと言うならこれでいいです。

○議長（中山五男） 堀江議会事務局長。

○議会事務局長（堀江久雄） 請願書のほうまで先に言っていただきましてありがとうございます。議会事務局のほうを受け付けをします。基本的には中身が法律に違反しているのかなければ、基本的に直さないで受け付けは今までもしていますし、したいと思います。ただ、今おっしゃられたようなことは十分わかりますので、出された段階で今後は注意して受け付けのほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 1点だけ質問したいんですが、実は地方債の件、ありますけれども、これ、政府資金、国からの支給金等を含めてどのような条件で借りているのかちょっとお伺いします。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 現在、地方債として借り入れている資金の中には、いわゆる政府資金の財政投融资資金から借り入れる資金と縁故資金と申しまして民間の金融機関から借り入れるものがございますけれども、政府資金につきましては、政府のほうから貸付条件であるとか、利率とかというものが指定をされます。

ただ、民間金融機関からの借り入れにつきましては、借り入れ条件ですね。償還期間あるいは固定金利か変動金利かとか、そういった条件につきまして、借り入れ利率の見積もりを提出をいただきまして、その中から選定するという方法をとっております。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 実は私、質問したのは、今、景気浮揚、それから円高対策で、いわゆる資金がバブル状態なんですよね。ですから、市中銀行なんかも金を使ってくれ使ってくれという、そういう状況なので、政府資金については利率は向こうの指定だということでしょう。3億円からだとすると、1%だと三百何十万円になるわけですよね。ですから、かなり逆にこちらからいくらなら借りてやるといったぐらいのほうが、それだって貸したがつていると思うんですよ。

今、貸してくれないという人もいますけれども、それは今言ったように貸付金というのは給付じゃないでからね、貸与ですから、後で返してもらえることを前提でないと今なかなか貸してくれないので、だから、地方自治体なんかは最高に貸付先としては優良団体だと思えるんですよ。そういう意味で、単なる見積もりじゃなくて、これなら借りてやるぐらいのことを私は言ったほうが良いと思ったので、この問題を取り上げました。どうでしょうか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） この後の来年度以降の参考にさせていただきたいと思いますが、現段階では金融機関の見積もりをもとに借り入れ先を決定しております。

○10番（水上正治） 了解しました。

○議長（中山五男） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 14ページの教育費の中の江川小学校が特別支援教室を、これは新たに作ったんでしょうか。それとも、何か維持費か新しく変えるためなのか。また、ほかの学校にはどの程度そういう支援組織の教室があるのか。どんな種類があるのかを教えていただきたいんですけども。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 江川小学校につきましては、平成24年度新たに特別支援教室を設けたものでございます。その他の学校につきましても、七合小学校、それから烏山小学

校、荒川小学校、烏山中学校、荒川中学校に特別支援教室が設けられてございます。

また、このほかにも、今回補正の対象になっております通級教室という特別な支援を行う教室も設けてございます。

○議長（中山五男） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 改めて江川につくるということは、江川地区にどなたか通うのが大変な子ができたということでしょうか。それとも、もともとのを少しずつ少ない人数のほうが見やすいということなのか。具体的にわかれば。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 教育長のほうから答弁させていただきます。

特別支援教育に関心を持っていただいてまずお礼申し上げます。本市の子供たち、小学生、中学生、すべての子供たちに適切、公平、しかも将来義務教育を終了する段階の出口のところで力を持った、いわゆる学力をしっかり持った子供たちをつくりたいという特別支援ということに強い姿勢を持ってございます。その意味から、江川小学校の地域の保護者の方々から、ぜひ江川小学校にも特別支援学級を設置していただきたいという申し出があり、その姿勢にこたえたものでございます。

これは学級編成基準がございまして、この数以上ですというと、1つの学級を県、国は認めますよと。特別支援教育の特別支援学校ないし特別支援学級については、定数上8となっておりますが、栃木県は大変理解が高くて5名あるいは将来その学級が存続するという可能性があるならば、3名までこれは考えましょうという姿勢で、境小学校、荒川中学校以外の学校には特別支援教育にふさわしい学級を設置してございます。これもすべて先ほど申し上げましたように、保護者や学校長の厚い要望にお答えした結果でございます。

○議長（中山五男） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 具体的に体のほうが悪いのか、精神的なものなのか。通学が困難なのか、学校生活が困難なのかで大分対応が違うと思うのですが、そういうのでは差はありますか。例えば車いす通学だったら普通教室でもできる可能性のある生徒もいますよね。でも、そういうのが例えば養護施設として2階とか3階にしか教室がない場合の学校が今多いですよね。そうすると、1階にあるそういう特別支援の教室に通う子もいると思うんですが、そういう場合なのか。精神的なものなのか。教育がおくれているだけなのか。それが具体的にわかればお願いします。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 川俣議員のおっしゃることはよくわかります。これはあくまでも現在、申請主義でございまして、本市には就学指導にかかわるすこやか推進室がございまして、こ

の推進室ないし保護者、学校の3者が子供たちのために一番ふさわしい教育機関をあるいは教育システムを、その結果例えば体に障がいを持っている子でも、普通教室で学びたいという者については、その願いにこたえて生活支援員をあててございます。

それから、理解のゆっくりした子供についても、本人が願う普通教室でやりたいという子供については、学習支援員をつけております。しかし、私の子供は特別支援学級でぜひ学ばせてくださいという者については、そのシステムを整えて期待に沿うように努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時21分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、最後になると思うんですが、13ページの農林水産費のうちの農業振興費、これは先ほど新規就農総合支援事業600万円計上されて、先ほど平塚議員の質問があって答弁をされたわけですが、大体内容は了解をしたんですが、条件としましては45歳未満の方で収入が250万円未満、5年間支給するということなんですが、これは1年150万円ということですから、5年間補助金として出るのかどうか。それをまず聞きたいと思います。

それと、新規就農者の条件ですね。これはいろいろあると思うんですが、新しく学校を卒業して農業につく方とか、あるいは途中で会社等をやめて就農するとか、あるいは農地を取得したり、借りたり、全く新しい形で新規就農になるのか。その辺の条件、その点につきましてまずお聞きしたいと思います。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） それでは、今、ご質問のとおりでございまして、45歳以下で就農後の所得が250万円未満の方に最長5年というふうにご理解いただきたいと思います。最長5年です。これは全く市外から来ましてして、本当に一から就農するという方の事例でございます。

今回、当初予算混ぜて5人の方がいらっしゃいますが、5人の方はすべて新規就農でございます。議員ご指摘のように、親から離れまして新たな農業形態でやるとか、そういう場合もございます。若干金額が最大限で120万円とか最長年数が2年とかということで、それぞれの

就農の仕方によりまして変わってまいります。

これは細かいパンフ等は後で議員各位にお配りしたいと思いますが、これをごらんになっていただくと具体的におわかりになりますので、お配りしたいと思います。そのようなことで、本市の今回の補正予算を立てさせていただいております。条件としましては、市で農地プランというのを作成するのが義務づけされております。それにつきまして、今現在、農政係のほうで作成中でありまして、県の承認を得て農地プランが完成すれば、この方たちが該当になるという必須条件がございますので、その辺は事務レベルで今進めているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうすると、この補助金は就農条件によってそれぞればらつきがあるということですね。例えば就農して2年目で250万円を超えたという場合は、それは出ない。そういう形になるわけですね。

それと、これは今、全国的に就農者がかなりふえてきておりますし、また、県内でも新規就農がかなりふえてきて農業振興、大変前向きのようにございますが、平成23年度の新規就農者、本市においては何人ぐらいいたのか。それから、これからの就農者に対する対策は農政課としてどのように考えておられるのか。まず、お伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 平成23年度、今現在補正でお願いしているこの事業該当者は1名でございました。市外から来ておりまして、下境で就農を始めていらっしゃいます。あと、親御さんのところへ戻ってきまして新規就農としてやっている方々、この事業に該当するしないではなくて、そういう方は5、6人いらっしゃると思いますが、男女別ではっきり今のところ掌握していません。申しわけありません。

今後の見込みにつきましては、現在補正で審議させていただいております4名の方は確実に就農する。ただ、その就農の仕方によってはちょっと農政のほうとしても見守っていききたいというふうに考えております。そのほか、今のところ申請はございません。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 大体了解しましたが、これはただ補助金をやるというだけでは、なかなか農業というのは育たないと思うので、これからの経営指導あるいは技術指導、そういったものを十分にやっていかないと長続きしないと思いますので、ひとつ農業振興事務所とかあるいはJAとかそういったものとタイアップして、新規就農者の育成にあたっていただきたいと思いますが、その点の考え方。

それと、この補助事業でございますが、市としての補助は考えていないのかどうか。その点

だけお伺いします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 5年間250万円未満の所得ですと150万円もらえるよということで、150万円目的の新規就農というのも十分考えられることだと思います。それに関しましては、農業委員会もそうでございますが、農政課そしてお話の農業振興事務所等とも十分見守りながら、250万円プラス150万円になるような農業経営を指導していきたい。見守ってきたいというふうに考えております。

2つ目の市の負担でございますが、100%国庫補助でこれは国の施策の中で行っておりますので、上乘せは考えてございません。

以上です。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（中山五男） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 公民館費のことで伺います。公民館費は一律ではなくて使用料によって違うんですか、1件1件みな違うんですか、七合公民館、南那須公民館。

烏山運動公園の管理のことで伺います。この運動公園の使用日数だけの料金というのはどのぐらい年間であるんでしょうか。

あとは、建物の管理、芝生の管理、両方合わせての管理なんでしょうか。2点伺います。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 今回、公民館費で補正予算を計上させていただきましたのは、公民館事業で市のバスを利用して研修、それから視察等行っておりますが、自動車運送法それから旅客業法等の規定に基づき、本来は今まではその講座参加者から運転手の謝金、ガソリン代等を補充しておりましたが、それは本来の営業バスとみなされる行為ということで、厳に慎むようにというふうなお達しがありまして、あくまでも市のバスを使って事業をするのは市の行政目的のためにだけ使えるということで、今回、それらの費用を運転手謝金、燃料費、高速道路等の使用料につきましても、あくまでも公費で負担するということになりましたので、それぞれその事業にあわせて予算措置をしたものですから、公民館ごとに多少ばらつきがあるということでございます。

また、今回、体育施設の運動公園管理費ということで計上させていただきましたが、こちらは緑地運動公園、烏山運動公園とも夜間照明のライトの球切れがかなりありまして、緑地運動公園につきましては15球、烏山運動公園につきましてはテニスコートも含めて19球が現在ライトがついていないものですから、それらの交換修理費用ということで、球が切れた場合、やはり安定器等もかなり傷んでいきますので、安定器等も含めた修繕ということで、この金額に

なっております。

使用日数それから料金について、現在ここに資料がございませんので、後刻ご報告させていただきます。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 農業施設の災害復旧工事なんですけれども、これはどのぐらい進んでいるんでしょうか。また、残りの復旧工事があると思うんですけれども、どのぐらい残っているんでしょうか伺います。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 今回の災害復旧の補正につきましては、まず、農地災害で3カ所、これは5月3日発生のものでございます。それから、農業施設発生で4カ所でございます。それで合計工事費で4,500万円ということでございまして、負担金、補助金につきましては、補助金でございますが、境堰とか堀抜の用水のごみ撤去費用とか、興野の水路の補修関係の補助でございます。

今現在、興野の水路関係は完了してございます。堀抜の用水のごみ撤去についても完了してございます。境堰につきましても完了して、上境、下境に水が流れているということでございます。そのような農地と農業施設の復旧工事でありまして、現在発注中でありまして、まだすべて完了しているわけではございません。

以上です。

○1 番（田島信二） 了解しました。

○議長（中山五男） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（中山五男） 日程第11 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり3件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり、所管の総務企画常任委員会並びに経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の議会は明日午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〔午後 2時36分散会〕